# 令和7年9月市議会 環境経済委員会資料

所 管 事 項 調 査 ④ 起債借入超過に伴う繰上償還について ※総務委員会における補正予算審査資料抜粋

目	次	ペーシ
1	概要・・・・・	 2
2	内容	 2~3
3	繰上償還の理由	 3 ~ 4
4	原因・・・・・	 4
5	再発防止策 • •	 4
6	財源内訳 •••	 5

文化観光部令和7年9月

#### 1 概要

【単独】観光施設整備事業費 長崎歴史文化博物館及び【補助】文化財保存整備事業費 国指定重要文化財 旧オルト住宅に係る令和6年度分の市債借入について、借入超過が生じていることが判明し、繰上償還を行う必要があることから、繰上償還に係る元金及び補償金・加算金を計上するもの。

# 2 内容

- (1) 【単独】観光施設整備事業費 長崎歴史文化博物館
  - ア 借入先 地方公共団体金融機構
  - イ 借入日 令和7年5月29日
  - ウ 借入額 68, 100, 000円
  - 工 繰上償還額(超過額)
    - (ア) 元 金 2,600,000円
    - (イ) 補償金 655,000円 ※繰上償還に伴い元金に加えて支払うもの。
  - 才 償還予定日 令和7年12月22日

#### 〇補償金の考え方

借入先が被る損失(「①繰上償還以後も受け取り続けられるはずであった利息収入」と「②繰上償還を受けた資金を元手に新たな貸付を行うことにより得られる利息収入」の差額)に対応する補償金について、借用証書における特約条項に基づき支払うもの。

②の額は、繰上償還の直前にならなければ借入先から示されないため、①の額655千円を予算計上するもの。

- (2) 【補助】文化財保存整備事業費 国指定重要文化財旧オルト住宅
  - ア 借入先 財政融資資金
  - イ 借入日 令和7年3月25日
  - ウ 借入額 31,900,000円
  - 工 繰上償還額(超過額)
    - (ア) 元 金 28, 200, 000円
    - (イ) 加算金 302,860円 ※繰上償還に伴い元金に加えて支払うもの。

#### 〇加算金の考え方

借用証書における特約条項に基づき、借入日の翌日から繰上償還までの期間に応じ、償還すべき額に対して、財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当該償還すべき額の利率を控除した率を乗じた金額を支払うもの。

28,200,000円 × (3% - 1.4%) × 245日 / 365日 = 302,860円

才 償還予定日 令和7年11月25日

## 3 繰上償還の理由

(1) 【単独】観光施設整備事業費 長崎歴史文化博物館

長崎市が長崎県に事務委託して実施する長崎歴史文化博物館の施設整備事業(市負担1/3)において、令和7年5月借入に係る借入額の算出にあたり、起債対象外事業費を見落とし、事業費全額を起債対象経費として算出し、借入を行ってしまったため。 (単位:千円)

マケ奶	マ 笠 切	区分	起債対象事業費	<b>力焦导免从市类</b> 弗	財源		
予算額	決算額 			│ 起債対象外事業費 │ │	地方債 ※2	一般財源	
101.00	0 75.701	現在の借入額	75,761	0	68,100	7,661	
101,30	0 75,761	本来借入すべき額	72,812	<b>※</b> 1 2,949	65,500	10,261	

- ※1 ネットワークシステム更新、収蔵予定資料燻蒸業務に係る経費
- ※2 公共施設等適正化推進事業債 90%(交付税措置率 30~50%)

借入超過額 2,600

### (2) 【補助】文化財保存整備事業費 国指定重要文化財旧オルト住宅

国指定重要文化財旧オルト住宅の保存整備事業において、令和7年3月借入に係る借入額の算出にあた

り、決算額で借入を行うべきところ、予算額で借入を行ってしまったため。

(単位:千円)

		区分	起債対象事業費	財源			
予算額 ※1	決算額 ※2			围	県	地方債 ※3	一般財源
100.000	00.407	現在の借入額	123,028	88,263	1,513	31,900	1,352
123,028	92,437	本来借入すべき額	92,437	88,263	1,513	3,700	<b>※4 ▲</b> 1,039

※1・2 予算額及び決算額は、継続費として計上した令和5年度予算のうち、令和6年 度に逓次繰越した額とその決算額を記載している。



- ※3 一般補助施設整備等事業債 90%(交付税措置率 30%)
- ※4 令和5年度において、国庫補助金88,263千円、県補助金1,513千円の交付決定を受けたが、それぞれその全額が令和6年度で交付されたため、令和6年度の一般財源としてはマイナスとなっている。

## 4 原 因

所属として起債事務に関する知識が不足しており、決裁機能が十分に働いていなかったことから、決算額の誤りに気づけなかったもの。

#### 5 再発防止策

今回の事例を含め、過去の誤り事例や借入に際しての留意事項を確認するなど起債事務に関する知識を深め、 決裁時においては、決算額、起債対象経費や借入額等について所属として責任を持って確認を行う。

# 6 財源内訳

古光月	ΕΛ	事業費	財源内訳				
事業名	区分		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	補正前の額	千円 24,136,826	千円 -	千円 30,210	千円 -	千円 1,408,410	千円 22,698,206
元金	補正額	30,800	I	I	I	-	30,800
	補正後の額	24,167,626		30,210	I	1,408,410	22,729,006
	補正前の額	-	I	I	I	-	_
公債諸費	補正額	958	I	-	I	_	958
	補正後の額	958	-	_	_	-	958